

第3回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和4年9月21日（水）
午後1時30分から
場所：あま市役所甚目寺庁舎
2階 第1会議室
（オンライン開催）

出席者等：委員8人、オブザーバー1人
事務局5人、関係職員10人

1 あいさつ

吉田会長より

2 委員紹介（資料1）

令和4年3月末をもって、あま市社会福祉協議会の服部哲也事務局長が定年退職により退任された。後任として小関勝事務局長が就任された。任期はあま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第5条の規定に基づき、前任者の残任期間（令和6年3月31日まで）とする。

3 議題

(1) 権利擁護センターの令和3年度実績について（資料2）

事務局

広報・啓発活動は講演会をはじめ、普及活動を実施したが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や他業務との兼ね合いから、この実績となった。

報酬助成においては、平成22年にあま市に合併して以降、令和2年度まで実績がなかったが、令和3年度は3件助成した。

相談件数の実相談は38件、延べ相談は221件となり、相談経路は親族からが最も多かった。令和4年度は支援者向けの研修を中心に行っていく。

(2) 第二期成年後見制度利用促進計画について（資料3から資料5）

事務局

まず、資料3について、厚生労働省が令和4年3月25日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間であり、計画のポイントは4点ある。

1点目は、「成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的

な充実」で、成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討が挙げられている。

2点目は、「成年後見制度の運用の改善」で、本人の状況に応じた後見人等の選任や交代などが挙げられている。

3点目は、「後見人等への適切な報酬の付与」で、報酬助成事業の見直しや報酬のあり方を検討することとされている。

4点目は、「権利擁護支援ネットワークづくりの推進」で、都道府県レベルでの合議体の設置が掲げられている。

次に、資料4について、スライド4の「第一期計画の課題と第二期計画における対応について」を説明した。第一期計画における課題として、3点挙げられている。1点目に「成年後見制度とその運用について」で、後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、課題解決後も成年後見制度の利用が継続し、本人のニーズ変化に対応できないこと、後見人等が本人の意思を尊重しない場合があることとされている。

2点目に「後見人の報酬について」で、市町村により報酬助成事業の実施状況が異なることとされている。

3点目に「地域連携ネットワークづくりについて」で、高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保が挙げられている。

スライド7では、国の第二期計画において、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標が図で示されている。

基本的な考え方としては、地域共生社会の実現が最大目標となり、意思決定支援や権利侵害の回復支援を念頭に、権利擁護支援を展開し、包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークと連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、地域共生社会につながるといった考え方や目標が示されている。

最後に、資料5について、国の第二期計画の全文であり、参考資料として配布した。

(3) 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定について(資料6から資料8)

事務局

まず、資料6について、現行計画は、第2次あま市地域福祉計画と一体的に策定した。令和4年3月4日に開催した協議会を経て、計画期間を変更し、第2次あま市地域福祉計画と同じ、平成31年4月から令和6年3月31日までの5年間の計画としていた。この計画期間の変更に加え、法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討も加え、計画期間内に法人後見が実施できるように進めていくこととした。

今年度、第2次あま市地域福祉計画は4年目となり、令和4年度は一般市民や福祉団体向けに、アンケート調査（10月予定）やヒアリング調査（12月予定）を実施する。調査項目などの検討は調査業務の委託先と協議しており、実施後は集計・分析を行い、令和5年3月には報告書をまとめる。令和5年度には、この調査結果をもとに、具体的に施策内容を検討し、第3次地域福祉計画を策定する。

この動きや国の第二期計画の内容を踏まえ、第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画を策定する。同計画は第3次あま市地域福祉計画と一体的に策定し、地域福祉計画や他の福祉計画との整合性を保てるようにする。このことから、今年度を実施する一般市民や福祉団体向けのアンケート調査及びヒアリング調査において、成年後見制度に関する項目を加える。これらのほか、国や県の動向をもとにしながら、令和6年度以降のあま市における成年後見支援の具体的な方策を検討し、第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画を策定したい。

次に、資料7について、第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定スケジュールについて、9月下旬にアンケートの校正と印刷を行い10月7日までにアンケートを発送する。10月28日に回答を締め切り、11月に集計しつつ、団体ヒアリング調査の内容を検討する。12月に団体ヒアリングを実施し、1月から2月にかけて調査結果をまとめる。3月にアンケート調査報告書を作成し、本協議会において調査結果を報告する。

年度が変わり、令和5年4月から5月にかけて第二次計画の方向性を検討し、6月から7月に骨子を作成する。8月には計画の素案を作成し、9月から10月に開催予定の成年後見制度利用促進協議会にて議題とする。11月から12月にかけて第二次計画の計画書案を作成し、令和6年1月にパブリックコメントを実施し、第二次計画の計画書の最終案を作成する。2月から3月にかけて、本協議会において、第二次計画書案の承認等を得られるように進めたい。

最後に、資料8について、地域福祉計画の市民向けアンケートに、成年後見制度に関する設問を加えた。アンケートは全9項目、16ページで構成している。対象者はあま市に住む18歳以上の3,000名を無作為に抽出する。

成年後見制度に関する設問は1ページ分を用意し、一般市民にも成年後見制度そのものが伝わるよう、始めに制度説明している。

問35では、成年後見制度の認知度を尋ね、問36では、自身や親族の判断能力が十分でなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思うか、利用希望を伺い、問37では、成年後見制度を相談できる機関を知っているか、尋ねる。問38では、権利擁護センターを周知しつつ、センターに期待することを伺う。制度やセンターに関する認知度を客観的に把握し、今後の成年後見支援におけ

る課題を抽出・整理しながら、第2次基本計画の策定を進めたい。

また、団体向けのアンケート調査やヒアリング調査も並行して実施する。団体に関しては、権利擁護センターに期待すること、成年後見制度を利用する場合、どのような支援を望むかなどを聞き取っていきたいと考えている。

現在、あま市において、後見人等候補者を受任調整する際、弁護士などの専門職に候補者推薦を依頼している。より本人の状態像に見合った受任調整ができ、幅広く支援することができるよう、次期計画には、広域実施も視野に、市民後見人の養成を計画的に行っていくなどの内容を盛り込み、成年後見支援の体制づくりを進めたいと、考えている。

委員

あま市の課題の把握がこのアンケートでできるか、実際に現場にいる方の声を聞いた方が実態に即した計画を策定できるか、認識は。

事務局

当市の課題として、権利擁護センターが十分に周知されていないと実感している。アンケートに項目を入れることで、成年後見制度や権利擁護センターを周知するいい機会だと捉えている。

その中で、一般市民の方々の認知度がどの程度あるか把握できれば、今後の広報啓発活動の対象が絞れるのではないかと考えている。

また、成年後見支援においては、量的調査よりも質的調査の方がより具体的に課題が抽出できると考えている。方法として、福祉関係団体や当事者や家族会などに意見を聞き、こういったしくみがあると安心して地域で生活できる、といった課題が引き出せる項目を準備し、その結果を計画に反映させたいと考えている。

委員

制度利用にあたって一番躊躇するのは、費用や報酬が支弁できないなどの費用面だと思われる。スポットで後見人をつけられる改正がされる方針のようだが、一対一の関係ではなく一定程度のスケールメリットを持って計画したり、そういう機関を使ってこういうことをやるというのは、計画の中に入っているのか。

事務局

報酬に関して、あま市では報酬助成の要件が必ずしも十分とは言えない。現状、関係課、関係職員と話しながら、どのような要件が望ましいかも考えなが

ら、より利用しやすい要件となるように方向性を練っている。国の計画でも示されたように、報酬助成の要件は自治体によって異なるため、国の動向を踏まえながら、報酬助成をどのように組み立てていくか考えていく必要があると思っている。報酬助成や利用支援事業の改正も含め、次期計画にもその旨挙げていく必要があると考えている。

また、後見人等を選任するのは家庭裁判所である。本人の課題を適切に把握し、短期間であっても専門職後見人が必要か親族後見で良いか、複数後見が望ましいか、実績を重ねながら家庭裁判所と連携し、ケースに応じた利用の促進ができるように学習を重ねていく必要があると考えている。

委員

報酬額は、被後見人の財産によって定められていることが多分にあるため、実際の後見活動に応じた報酬額になればいいと感じている。

実態として認知度は上がってきているとは思いますが、広がらないのは報酬のことがあると思う。親族がいなかったり、施設にも入っていなかったりする一人暮らしの方に専門職が就く必要があると思うが、そういう方こそ財産がなく、助成制度が利用できると良い。また、親族が身上監護、専門職が財産管理と分けられたら専門職の報酬も高額でなくて良いと思う。

相続登記の義務化が進む中で相続人には認知症の方も多く、後見制度を利用してもらえないと遺産分割協議も進まず登記も進まないことにもなるため、遺産分割協議に一時的に専門職が後見人になれば良いと思う。

(4) 法人後見の実施に向けた検討について（資料9）

事務局

受任調整の際に選択肢を増やすほか、地域で支える体制を整備するため、法人後見を実施できるよう、社会福祉協議会と適宜協議している。その進捗と今後の予定を、社会福祉協議会から説明する。

社会福祉協議会

令和4年度から法人後見業務の進め方を協議して、体制や内容を取りまとめた。人員配置は係長級1人と他業務兼任で1人の正規職員2人とし、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者であって、高齢者福祉や障がい者福祉を長年担当し、かつ、個別支援の経験を有する者とする。組織配置は、令和5年度より地域福祉課内に生活支援係という新たな係を新設し、市民とあま市権利擁護センターとの連絡調整、連携を図るとともに、法人後見の受任を担っていきたい。

業務内容は法人後見業務受任、日常生活自立支援事業の運用を並行して実施するほか、独自事業として、任意後見契約に基づく契約者に対しての見守り、財産管理、死後事務等をセットにした総合相談・生活支援サービスが実施できるように検討したい。

今後、準備・調整を要する事柄として、法人後見業務の運営に関する規程、法人後見業務要綱、法人後見運営委員会設置要綱は社会福祉協議会で準備しており、令和5年度予算作成については市と社会福祉協議会で協議を行っている。

なお、この法人後見業務については、社会福祉法第26条に基づき、公益事業に位置づけようと思っている。今後、運営委員の選定をしていきたい。

スケジュールについて、令和4年度より定例の検討会を毎月実施している。

8月には社会福祉課との協議を行い、11月には予算等のことで、改めて協議を行う。12月には社会福祉協議会での第2回理事会を予定しており、ここで定款変更はじめ、各種規程を上程し、理事会での承認を受けたい。また、令和5年1月に第2回評議員会を開催し、ここでも同様に定款変更、各種規程を上程し、評議員会での議決をいただく。2月、3月と第3回理事会、第3回評議員会で事業計画や予算を上程し、改めて法人後見業務について事業計画に基づき、予算を認めていただく。令和5年4月にはサポートあま（仮称）を設置し、7月に運営開始を目指す。また、法人後見業務を行うにあたり、市民啓発の講演会を秋頃に市民向けにできればと思っている。

委員

法人後見を受任する場合の対象者は、現に権利擁護支援等社会福祉協議会で担っている方など財産が少ない方なのか、任意後見契約を行う場合、後見監督人は専門職に依頼する形で考えているのか。

社会福祉協議会

対象者については、規定上、高齢者及び障がい者などであって、日常生活自立支援事業利用者をはじめ、成年後見を必要とする方としており、まだ具体的な要件を定めていない。市の権利擁護ケース検討会議もあり、社会福祉協議会の法人後見を受けるべきか判断しながら支援を行っていきたい。

任意後見について、報酬が必要とはなるが、任意後見を契約した方を対象とした見守りや財産管理、死後事務を本人意思がわかる段階で契約を結ぶことで、社会福祉協議会の独自事業としてサポートできる体制をつくっていききたいと現時点で考えている。

委員

社会福祉協議会で行っている事業との利益相反についてはどのように整理しているか。

社会福祉協議会

利益相反の可能性がある場合、事務方、支援者だけで判断するのではなく、運営委員会に諮って確認・判断していく。

委員

令和5年4月に設置するという予定で、人員配置の正規職員2人は目途がたっているか。

社会福祉協議会

まずはどれぐらいのニーズ、業務量になるのか見定め、実際に対応ケースが増えて、実績と信頼を勝ち得た上で人員要望はしていきたいが、長年高齢、障害の分野で個別支援もやってきた者を業務につかせたい。

会長

社会福祉協議会は事務局と協議を重ね、法人後見の実施に進めていただきたい。

ここまでの内容を踏まえ、名古屋家庭裁判所からご意見をお願いしたい。

名古屋家庭裁判所

法定後見制度の利用者の増加に対し、後見人等の担い手の確保のため、法人後見の実施に期待したい。

まず、法人後見について、例えば年齢が若く比較的長期間にわたる制度利用が想定される障がい者の方、自ら法律行為を行う機会が多い保佐や補助類型の方は、長期的・組織的な対応が可能となる法人後見が適していると思われる。また、社会福祉協議会をはじめ、それ以外の法人後見の担い手の育成や多様な主体による法人後見が実施されるよう、積極的に周知や啓発をお願いしたい。

次に、裁判所が法人後見に適していると判断するのはどのような法人か、一般的な視点から4つ挙げる。

1つ目が、法人の事業の種類及び内容、法人として適正に成立・構成され、その事業の種類及び内容が高齢者、障がい者等の福祉に適うものであるかである。本人の資産が営利目的に利用されたり、悪用されたりすることがないように、営利性や目的は裁判所として確認することになる。

2つ目は、法人の財政基盤がどうかである。財産状況が安定しているか、法人の財務に会計専門職等が関与して、適正に管理されているか、仮に本人に損害を与えてしまった場合に、賠償する能力があるかをみる。

3つ目は、後見等の事務を遂行する能力である。裁判所では、事務担当者にその能力があるか、事務担当者に対する指導監督体制は組織として適切か、事務担当者への研修制度が整備されているか、財産管理の方法が適切か、不正発覚時の体制が適切か、個人情報保護の対策がとられているかをみていく。

最後に、本人との利害関係である。本人に有償のサービスを提供している等、具体的な利害関係があるか、将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか、実質的な利益相反関係に立つことを防止するしくみがあるかをみる。法人の役員や職員が重複していなかったり、財政基盤が分かっていたりすると、実質的な利益相反関係に立つおそれは少ないという判断になっていく。

なお、裁判所でも検討が十分に深まっているとは言えず、こういった状況に法人後見が適しているかは、架空のモデルケース等を利用し、わかりやすい形で伝えていきたいと考えている。

4 令和4年度あま市権利擁護センター主催講演会のお知らせ 事務局

成年後見制度とセンターのさらなる普及啓発のため、センター主催の講演会を開催する。令和4年10月29日（土）の午前10時から、あま市甚目寺公民館大ホールにて行う。講師には、NPO法人知多地域権利擁護支援センターの理事長を務められている、今井友乃氏をお招きする。講演テーマは「親なきあとの障がい者の生活を考える～成年後見制度をふまえて～」と題して、ご講演をいただく。ぜひ、本協議会委員にもご参加いただきたい。なお、感染症対策を講じて実施するため、参加者名簿を作成する。参加希望の場合は10月21日（金）までに事務局へ電話やメールにて連絡していただきたい。

5 第4回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催 （次回は令和5年3月10日（金）か3月13日（月）の予定）

6 その他（事務連絡等はなし）